



島根県報

平成27年7月17日（金）

第2,717号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
青少年に販売等してはならない図書類	（青少年家庭課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	2
土地改良区の役員の就任の届出	（ " ）	4
土地改良区の役員の退任の届出	（ " ）	4
保安林の指定及び保安林の指定の解除	（森林整備課）	4
補助金等交付規則第3条の規定により島根県外国人観光客送客促進支援補助金の交付の対象等を定める告示	（観光振興課）	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	6
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ " ）	6
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	8

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	8
島根県屋外広告物講習会の開催	（ " ）	8

【特定調達公告】

島根県立出雲工業高等学校旋盤に係る一般競争入札の実施	（教育施設課）	9
知能犯情報管理システムに係る賃貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	11
島根県警察情報ネットワーク用パソコンの賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	（ " ）	13

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警察本部）	16
------------------------	--------	----

【正 誤】

平成27年7月3日付け島根県報号外第125号中	（道路維持課）	16
-------------------------	---------	----

告 示**島根県告示第526号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成27年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社みのり	居宅介護支援	あおぞら居宅介護支援事業所	出雲市下古志町627-2	平成27年7月17日

島根県告示第527号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第1項の規定により、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定するので、同条例第27条の規定により告示する。

平成27年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定番号	種類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
16029	雑誌	恋愛パラダイス	竹書房	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
16030	雑誌	恋愛白書パステル	宙出版	
16031	雑誌	実録悪い人更生不能の最凶人間たち大集合	コアマガジン	
16032	雑誌	殺人者戦慄の発言集	鉄人社	
16033	雑誌	実話ナックルズ7月号	ミリオン出版	

島根県告示第528号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成27年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
蝶野 郁世	眼科	島根県立中央病院	出雲市姫原町四丁目1番地1	平成27年6月30日
武田 仁志	内科	たけだファミリークリニック	出雲市神西沖町1455-1	平成27年6月30日
並河 瑤子	神経内科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	平成27年6月30日
佐藤 寛大	循環器内科	済生会江津総合病院	江津市江津町1016-37	平成27年6月30日
平岡 毅郎	泌尿器科	雲南市立病院	雲南市大東町飯田96-1	平成27年6月30日

島根県告示第529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があ

ったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年 7 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

平田市東部土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

曾田 盛雄 出雲市鹿園寺町685番地
角 貞徳 出雲市園町819番地
梶谷 義幸 出雲市小境町101番地
梶谷 宣生 出雲市小境町1805番地
角 保則 出雲市園町237番地
大森 幹雄 出雲市園町284番地
角 重佳 出雲市園町515番地
田中 広三 出雲市園町367番地
奥 政徳 出雲市鹿園寺町431番地
三宅 薫 出雲市鹿園寺町184番地 2
吾郷 文一 出雲市鹿園寺町152番地
吾郷 稔 出雲市鹿園寺町88番地
堀内 時雄 出雲市小境町402番地
長崎 善正 出雲市小境町165番地
堀内 恒雄 出雲市小境町1942番地

監事

角 正好 出雲市園町717番地
吾郷 満久 出雲市鹿園寺町131番地
長崎 哲也 出雲市小境町586番地

2 就任年月日

平成25年 4 月26日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

曾田 盛雄 出雲市鹿園寺町685番地
角 貞徳 出雲市園町819番地
梶谷 義幸 出雲市小境町101番地
梶谷 宣生 出雲市小境町1805番地
角 保則 出雲市園町237番地
大森 幹雄 出雲市園町284番地
長崎 吉法 出雲市園町476番地
多久和勝之 出雲市園町222番地 1
奥 政徳 出雲市鹿園寺町431番地
三宅 薫 出雲市鹿園寺町184番地 2
吾郷 文一 出雲市鹿園寺町152番地
吾郷 稔 出雲市鹿園寺町88番地
梶谷 芳久 出雲市小境町485番地

長崎 善正 出雲市小境町165番地

堀内 恒雄 出雲市小境町1942番地

監事

角 正好 出雲市園町717番地

吾郷 満久 出雲市鹿園寺町131番地

長崎 哲也 出雲市小境町586番地

島根県告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年 7 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

邑智郡石見土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

日野原哲夫 邑智郡邑南町矢上2332番地

2 就任年月日

平成26年 4 月 1 日

島根県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年 7 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

静間川沿岸土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

酒本 勝治 大田市川合町吉永990番地

川上 秀章 大田市長久町稲用619番地

島根県告示第532号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項及び第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定及び保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 7 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除

(1) 保安林の所在場所

松江市八雲町熊野5881、5888、5890、5893-2、5893-3、5893-9、5893-10、5895-1、5988-6

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2 指定

(1) 保安林の所在場所

1 の(1)に同じ。

(2) 指定の目的

水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第533号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県外国人観光客送客促進支援補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成27年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

島根県外国人観光客送客促進支援補助金

2 交付の目的

島根県内に宿泊する海外からの団体旅行を支援することにより、外国人観光客の送客の促進を図り、もって観光振興を図ることを目的とする。

3 交付の対象者

島根県内に宿泊する海外からの団体旅行を実施する国内外の旅行業者。ただし、同一の団体旅行を対象に、複数の旅行業者が重複して交付を申請することはできない。

4 交付の対象となる事業の内容

次の要件を全て満たす団体旅行で、知事が適当と認めるもの

(1) 台湾、香港及びタイからの訪日旅行であること。

(2) 島根県内の移動に貸切バスを使用すること。

(3) 島根県内の宿泊施設で1泊以上宿泊すること。

(4) 貸切バス1台につき、旅行参加者のうち日本国籍を有しない者が15名以上であること。

5 交付金額

貸切バス1台当たり日本円で50,000円を交付し、1社当たり1会計年度1,000,000円を限度とする。

島根県告示第534号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

（仮称）イオンモール出雲 島根県出雲市渡橋町1066番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）イオン出雲店

（変更後）（仮称）イオンモール出雲

(4) 変更の年月日

平成27年7月6日

2 届出年月日

平成27年7月6日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等**(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第535号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるすることができる。

平成27年7月17日

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオンモール出雲 島根県出雲市渡橋町1066番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 14,240平方メートル

(変更後) 28,409平方メートル

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 974台 (第1駐車場から第5駐車場まで及びR階駐車場)

(変更後) 1,632台 (第1駐車場から第10駐車場まで及び4階駐車場並びにR階駐車場)

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 50台 (駐輪場①及び駐輪場②)

(変更後) 260台 (駐輪場①から駐輪場⑤まで)

エ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 130平方メートル

(変更後) 1,400平方メートル (施設①: 638平方メートル、施設②: 420平方メートル、施設③: 342平方メートル)

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 89.4立方メートル

(変更後) 250.5立方メートル (建物西側及び南東側)

カ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前6時30分から午後11時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午後11時30分まで

一部、午前6時30分から午後9時まで

キ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 14箇所

(変更後) 23箇所

ク 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前5時30分から午後10時まで

(変更後) 施設①: 午前5時30分から午後10時まで

施設②: 午前6時から午後9時まで

施設③: 午前6時から午前9時まで (開店前)

(4) 変更の年月日

平成28年 3 月 7 日

2 届出年月日

平成27年 7 月 6 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課 (出雲市今市町70番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第536号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成19年度～26年度	11枚	1冊	東忌部⑥	平成27年 7 月 6 日
仁多郡奥出雲町	平成23年度～26年度	39枚	3冊	三成 8	平成27年 7 月 6 日
仁多郡奥出雲町	平成23年度～26年度	42枚	1冊	横田 3	平成27年 7 月 6 日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市飯島町字中島676番5の一部、676番6、680番2の一部、681番2の一部、686番4の一部、686番5、687番2、688番1の一部、688番3の一部、692番1の一部、693番3の一部、700番1の一部、700番3の一部

面積 1,329.09平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町917番地10

株式会社日立物流 執行役専務 西日本営業本部長 飯田 邦夫

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定により島根県屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第12条第1項の規定により公告する。

平成27年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 講習会の目的

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。

2 期日及び場所

期日 平成27年10月 6 日（火）及び同月 7 日（水）

場所 松江市学園南一丁目 2 番 1 号

くにびきメッセ 501大会議室

3 受講申込受付期間

平成27年 7 月 17 日（金）から同年 9 月 18 日（金）まで

4 受講申込先

島根県土木部都市計画課、隠岐支庁県土整備局又は各県土整備事務所若しくは各事業所

5 受講申込用紙の請求先

島根県土木部都市計画課

6 受講手数料

3,970円（島根県収入証紙をもって納付のこと。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

平成27年 7 月 17 日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立出雲工業高等学校旋盤 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年 2 月 15 日（月）

(4) 納入場所

島根県立出雲工業高等学校（島根県出雲市上塩冶町420番地）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与さ

せている者でないこと。

- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」中分類「工作機械」に登録されている者であること。
- (4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、機器の操作方法のサポート又は故障発生時の修理・部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課

電話 0852-22-6602

ファクシミリ 0852-22-6016

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成27年7月17日（金）から同年8月6日（木）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入し、押印の上、ファクシミリで(1)の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

日時 平成27年8月28日（金）午前10時まで（郵便入札にあつては、平成27年8月28日（金）午前9時必着）

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室（郵便入札にあつては、3(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

日時 平成27年8月28日（金）午前10時から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成27年8月6日（木）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その

他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied : Details : Engine lathes

Desired Date of Delivery : 15 February 2016

Place of Delivery : Shimane Prefectural Izumokougyo High School 420 Kamiyacho, Izumo-shi, Shimane-ken

(2) Deadline for Tender : 10 : 00 a.m. 28 August 2015 (Applications by mail must arrive at the Office above by 9 : 00 a.m. 28 August 2015)

(3) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone : 0852-22-6602

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年 7月17日

島根県警察本部長 福 田 正 信

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

知能犯情報管理システムに係る賃貸借及び附帯する導入業務委託契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成28年 3月 1日から平成33年 2月28日まで

(4) 委託業務期間

契約の日から平成28年 2月26日まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下

「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に記載されている者であること。
- (4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 本件公告による貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品等を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者にあつても(1)から(5)までの要件を満たす者であること。
- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852-26-0110 内線2241、2242

- (2) 入札説明会

行わない。

- (3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成27年7月17日(金)から同年8月25日(火)までの間、(1)の場所において交付する(交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。)

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

- (4) 入札書の提出期限

平成27年9月4日(金) 午後2時(郵送による入札にあつては、正午までに到着していること。)

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年9月4日(金) 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部1階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

- (6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

入札書に記載された機器賃借料及び導入委託業務費が、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、かつ、合計額が最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要する。

12 その他

詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter for tender : The system that has the centralized control over the information of intellectual crime which the police headquarters possesses and improves the information sharing, efficiency of office work and convenience

(2) Bid tendering Date : September 4, 2015, 2 : 00 P.M. (Bids by Post must be received by noon on September 4, 2015)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年7月17日

島根県警察本部長 福田 正 信

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

島根県警察情報ネットワーク用パソコンの賃貸借契約

(2) 賃貸借物件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成28年3月1日から平成33年2月28日まで

(4) 入札方法

ア この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システ

ム」という。)により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県警察本部長の承認を得て、書面により提出することができるものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に記載されている者であること。
- (4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成27年8月26日(水)正午までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び所定の提出資料を電子調達システム又は書面による申請を認められた者は書面により提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間
平成27年9月2日(水)午前9時から同月3日(木)午後4時まで
- (2) 書面による入札の日時及び場所
ア 日時
平成27年9月3日(木) 午後4時(郵送による入札にあつては、正午までに到着していること。)
- イ 場所
島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 警務部会計課用度係
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日時
平成27年9月4日(金) 午後2時30分
- イ 場所
島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部1階 聴聞室

5 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成27年8月25日（火）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成27年8月25日（火）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852-26-0110 内線2241、2242

6 入札説明会

行わない。

7 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

10 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

12 落札者の決定方法

入札書に記載された機器賃借料が、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

13 契約書作成の要否

要する。

14 その他

詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Subject matter for tender : The lease contract of the personal computers for the Shimane Prefectural Police Information Network

(2) Bid tendering Date and time : 9 : 00 a.m. , September 2 , 2015 ~ 4 : 00 p.m. , September 3 , 2015 (Bids by Post must be received by noon on September 3 , 2015)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月17日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第9号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第9号中「又は原動機付自転車」の次に「（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）」を加える。

第21条第9号中「当該ロボット」を「ロボット」に改め、「実証実験」の次に「又は人の移動の用に供するロボットの
実証実験」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正**誤**

平成27年 7 月 3 日付け島根県報号外第125号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第499号 の表中	隠岐郡西ノ島町大字美 田2351番2地先から同 2356番2地先まで	隠岐郡西ノ島町大字美 田2356番2地先から同 2351番2地先まで